

## 岡山県に緊急事態宣言が発令されたことに伴う市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症について、全国的に猛威を振るう、感染力の強い変異株が県内でも拡大しているなど、非常に厳しい状況であり、岡山県全域に、5月16日から31日までの間、「緊急事態宣言」が適用されることになり、基本的対処方針に基づき、県の感染症対策本部から、様々な要請が改めてなされたところであります。

これを受け、市でも様々な事を決定しましたので、市民の皆様にお知らせをいたします。

まず、市内のスポーツ・文化施設については、市民の方のみの利用とし、終了時刻を午後8時まで短縮いたします。

さらに、指定管理施設については、指定管理者の判断になりますが、時間短縮や酒類の提供を中止するなど、県の要請に準じた対応といたします。

加えて、保育園・こども園・小中学校・図書館については、感染症対策を行いながら通常通り実施いたします。

なお、事業者の皆様に対する休業や時間短縮要請、協力金などにつきまして、県コールセンターのほか、市役所産業政策課内に相談窓口を設置し対応しますので、ご相談ください。

これまでも、市民の皆様には、感染症予防の徹底について、お願いをしてきたところですが、変異株の感染も拡大しているため、今一度、マスク着用や手や指の消毒などの感染防止対策にしっかりと意識を向けていただきますようお願いいたします。

また、健康管理に十分留意し、外出時だけでなく家庭内でも適切な感染症予防に努めていただくとともに、軽い風邪の症状がある場合は、発熱の症状がなくても、早めに医療機関等に受診し、通勤、通学、外出を控えていただきますようお願いいたします。

令和3年（2021年）5月15日

真庭市長 **太田 昇**